平成２５年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目18番36号メゾンブランカ507号
債務者　山本　亮二
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９７号
兵庫県芦屋市東芦屋町６番22―409号、前住所兵庫県芦屋市翠ヶ丘町19番17―212号
債務者　福田　眞弓
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１２号
福岡県中間市松ヶ岡３番14―403号
債務者　重本美津江
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４号
北九州市小倉北区大畠２丁目１番18号
債務者　吉川　まみ（旧姓沖中）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９０号
北九州市八幡西区浅川学園台３丁目８番17号
債務者　荒木久美子（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４０号
熊本市東区京塚本町25番６号、前住所熊本市東区長嶺南１丁目４番71号
債務者　永目由香利
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
岩手県紫波郡紫波町日詰西３丁目１番地１鈴木貸家３号
債務者　川原　竜一
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４８号
盛岡市中太田八卦70番地２
債務者　佐藤　雄也
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４号
福島県白河市金勝寺119番地２　ホワイトリバーＡ棟209号、前住所福島県西白河郡西郷村大字熊倉字東高山１番地136
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
愛知県東海市加木屋町北鹿持43番地４　106号
債務者　北野　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目６番12号　パルティール甲南303号、従前の住所神戸市西区小山３丁目４番21―208号
債務者　福田　　新
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６号
神戸市中央区花隈町２番17号　レスポワール花隈206号
債務者　藤野　竜典
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1431番地
債務者　本山　啓二
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８号
佐賀県唐津市栄町2582番地18　カーサ・デ・リオ403号
債務者　岡田　好見
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１３号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1816番地24
債務者　内山　　佳
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２６号
名古屋市中村区道下町３丁目23番地　ハウスおーみや102号、住民票上の住所名古屋市中村区道下町３丁目23番地　ハウスおーみや211号
債務者　田代　臣徹
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４号
福岡県遠賀郡水巻町中央13番16号
債務者　吉田　友貴
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部